

11月は国保月間です

健康管理に注意して、医療費の節減にご協力ください

国民健康保険(国保)は、病気やケガをしたときに安心して治療できるように、みなさんで助け合う制度です。

社会保険や共済保険など職場の健康保険に加入されている方(扶養されている方)や生活保護を受給されている方以外の方(国民健康保険に加入することになります)が、国民健康保険に加入されているみなさんの医療費は年々増加している傾向にあり、この医療費は国や県の負担金とみなさんからの国民健康保険税(国保税)で賄われています。

国民健康保険税の納め方

特別徴収

- ・年金からの天引きによる納付

普通徴収

- ・役場や町民サービスセンター(ショッピングモーター(シヨッピングモール(サビア内)、金融機関の窓口で納付
- ・口座振替による納付

◎口座振替のお勧め

町では、口座振替による納付を勧めています。口座振替納付にすれば、納め忘れもなく安心です。ぜひご利用ください。

お申込は、口座をお持ちの金融機関へお願いします。

◎町民サービスセンターでの納付

シヨッピングモールサービスセンターの「町民サービスセンター」でも納付ができます。休日しか納付に行けず、また納税通知書を紛失してしまった場合でも、お取り扱いできますのでご利用ください。

営業時間

午前10時～午後8時
※受付は、午後7時45分まで(サビアの休業日・年末年始は除く。)

この他に、クレジットカードによる納付や、コンビニエンスストアでの納付もできます。また、モバイルレジ(携帯電話による納付)

でも納付できるようになりました。

※いずれの場合も、納税通知書に記載されている納期限内に限り、ご利用いただけます。

特別な事情もなく国保税を滞納していると

- ①督促を受けたり、延滞金が増算されます。
- ②有効期間の短い被保険者証が交付されません。
- ③納期限から滞納のまま1年を過ぎると、被保険者証を返還していただき、代わりに資格証明書が交付されます。このときにかかった医療費は、**いったん全額自己負担**となりますのでご注意ください。

社会保険など職場の健康保険に加入された方へ

職場から被保険者証が交付されたときは、住民課の窓口で資格喪失手続きが必要となります。

手続きがお済みでないと、健康保険税(料)を二重に支払うことになります。

また、社会保険加入後は国民健康保険の被保険者証は使用できません。使用した場合は、保険分の金額を返還していただくことになります。

手続きに必要なもの

- ・社会保険など職場の健康保険から交付された被保険者証
- ・国民健康保険の被保険者証

どうしても納付が困難なとき

やむを得ない事情で納付が困難なときは、納付相談を行っています。滞納のままにせず、早めに税務課へご相談ください。

非自発的失業者の国民健康保険税軽減

平成21年3月31日以降に非自発的な理由で失業(倒産・解雇・雇止めによる離職)された方で、ハローワークで雇用保険の受給申請をされた方は、国民健康保険税の軽減を受けることができます。(短期雇用の特例受給資格者、65歳以降に離職された高齢受給資格者は

対象になりません。)

ハローワーク発行の雇用保険受給資格者証と印かんを持参のうえ、住民課国保年金班で申請してください。

◎国民健康保険税は、みなさんの医療費にあてられる大切な財源です。納期限を守り、きちんと納めましょう。

◆問い合わせ

- ◎国保の制度のこと
住民課国保年金班
☎(84)1214
- ◎国保税のこと
税務課収税班
☎(84)1212